別記２

イノベーション導入助成実施要項

（目的）

第１条　競技力向上のために新たな技術や手法を導入することを支援することにより、福岡県で活動するトップアスリートを育成することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人（以下、アスリートという。）及びアスリートで構成される団体（以下、チームという。）とする。

（１）主に福岡県内で競技活動を継続していること

（２）公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款第44条に定める日本パラリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技の競技者であること

（３）トップを目指す意欲と相応の実績を有すること

（助成対象活動）

第３条　助成対象活動は、従来と比較してアスリート及びチームの競技力の向上に大きく寄与すると見込まれる新たな技術や手法等を導入するものとする。

２　営利目的のスポーツ活動は、対象外とする。

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、別表に掲げる経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、助成対象経費の３分の２を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を上限とする。